

被災農業者特別利子助成事業

対策のポイント

平成25年6月から8月までの間の梅雨期等における豪雨等、平成25年台風第18号における暴風雨及び豪雨、平成25年度の大雪により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景／課題>

平成25年6月8日から8月9日までの間の梅雨期等における豪雨等、平成25年9月15日から同月17日までの間の台風第18号における暴風雨及び豪雨、平成25年度の大雪により被害を受けた農業者等の農業経営の早急な立ち直りを支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

平成25年度において1に掲げる被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

- ① 平成25年6月8日から8月9日までの間の梅雨期等における豪雨及び暴風雨の影響を受けた災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ② 平成25年9月15日から同月17日までの間の台風第18号における暴風雨及び豪雨の影響を受けた災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ③ 平成25年度の大雪の影響を受けた災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 借入条件等

(1) 対象資金

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ③ 経営体育成強化資金
- ④ 農林漁業施設資金
- ⑤ 農業基盤整備資金
- ⑥ 農業近代化資金

※スーパーL資金及び経営体育成強化資金の負債整理関係資金については対象外。

(2) 金利負担軽減幅

最大2%の引下げ（国の利子助成により貸付当初5年間実質無利子化）

(3) 利子助成期間

貸付当初5年間

3. 事業実施主体

（公財）農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

[お問い合わせ先： 経営局金融調整課 （03-6744-2165）]

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの）
- ③ 認定就農者
- ④ 集落営農組織

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害
- ② 法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ③ 原料・資材供給等の国際環境の変化（原油高騰や家畜飼料等の高騰による一時的な経営の悪化等）
- ④ 食の安全・安心への関心を背景とする風評被害（BSE、鳥インフルエンザ、O-157、ダイオキシン汚染等による価格下落、売上減少等）
- ⑤ 生産物の取引先や金融機関の破綻等（大手取引先の破綻による売掛金の回収不能等）

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

- (3) 借入金利：借入期間に応じて、0.40～0.55%（平成26年2月20日現在）

- (4) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内） **貸付当初5年間無利子化**

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの信用農協連合会 など

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・農地等の取得
- ・農地等の改良等
- ・農業経費用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

(2) 借入限度額：個人 3億円（複数部門経営等は6億円）
：法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 借入金利：借入期間に応じて0.40～0.90%（平成26年2月20日現在）

(4) 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

貸付当初5年間
無利子化

(5) その他：「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%）により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることができます。（平成25年度融資枠：1000億円）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類（※）を提出（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と併せて償還負担の軽減に必要な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

農業を営む者（主業農業者^(※)、認定就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）

※ 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

2. 借入条件

(1) 資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用器具その他の施設の賃借権の取得（※1）
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農薬費その他の長期運転資金（※2）
 - ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- （注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得及び※2については集落営農組織に限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金

- ・農薬費その他の長期運転資金

(2) 借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は平成26年2月20日現在）

資金名	[限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 [据置3年以内 果樹は10年以内]	0.9%
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円～2,500万円 法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の80%		

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄公庫）

貸付当初5年間無利子化

4. 利用方法

融資を申し込まれる方は、最寄りの（株）日本政策金融公庫等に、必要書類（※）を提出

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など

農林漁業施設資金（災害復旧）の概要

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）が融通。

1 貸付対象者の要件

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）
果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用
- (2) 個人施設（主務大臣指定施設）
農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用
- (3) 共同利用施設
農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3 貸付条件

- (1) 利率 貸付期間に応じて年 0.40%～0.85%
(果樹、共同利用施設は年 0.40%～0.90%)
(平成26年2月20日現在)
- (2) 償還期限 15年（うち据置期間3年）以内
(果樹は25年（うち据置期間10年）以内、
共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内)
- (3) 貸付限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、
漁船1,000万円）のいずれか低い額
(共同利用施設は負担額の80%)

貸付当初5年間無利子化

農業基盤整備資金（基盤の復旧）の概要

災害によって流失、埋没した施設等の復旧に要するための費用を株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）が融通。

1 貸付対象者の要件

農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

2 貸付金の使途

災害により農林漁業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融通することにより、その経営の基盤を安定させるために必要な次に掲げる資金

(1) 農地関係

かんがい排水、ほ場、農道、農地及びその他施設の復旧に要する費用

(2) 牧野関係

牧野、牧道等の復旧に要する費用

貸付当初5年間無利子化

3 貸付条件

(1) 利率 貸付期間に応じて年 0.40～0.90%
(平成26年2月20日現在)

(2) 償還期限 25年（うち据置期間10年）以内

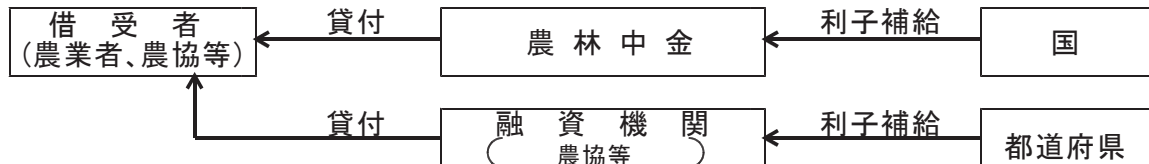
(3) 貸付限度額 貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき昭和36年に創設）



1. 借入対象者

- ①農業を営む者（認定農業者※1、認定就農者、主業農業者※2、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

※2 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

- ②農協、農協連合会

- ③①～②及び地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・長期運転資金
- ・農村環境整備資金 など

貸付当初5年間無利子化

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）
- (3) 借入金利：0.90%（平成26年2月20日現在）
- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- (5) 融資率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例： 貸付限度額が個人1,800万円（法人3,600万円）までに限り、実質金利は償還期限に応じて0.40%～0.85%、融資率100%以内が適用。

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。